

**生活保護システムの標準仕様書案に係る意見照会について
－確認にあたっての参考資料－**

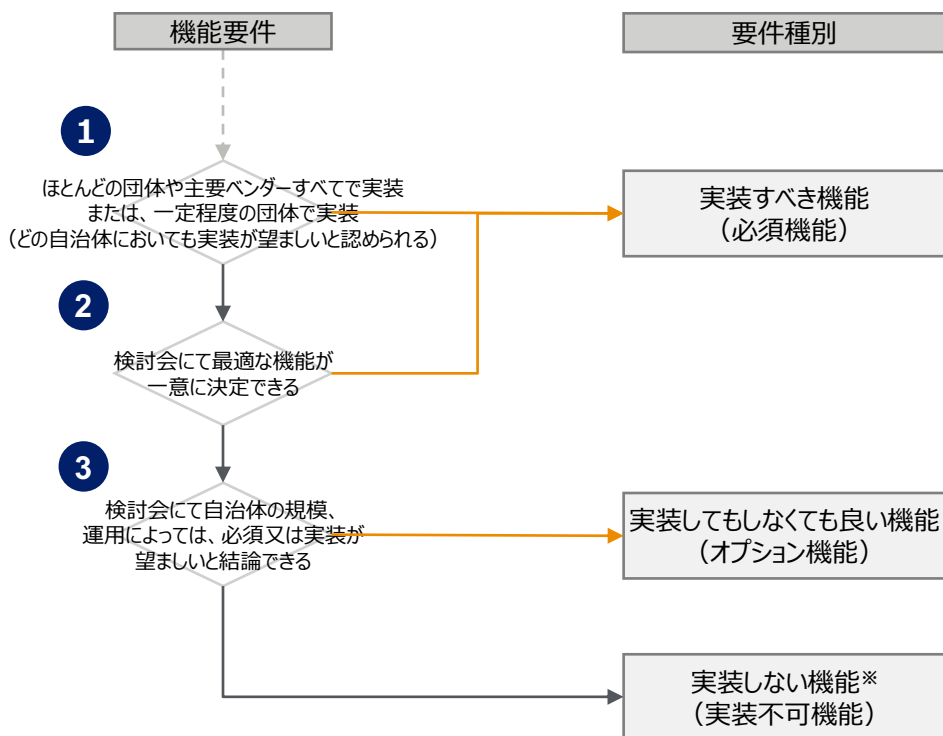
令和4年6月17日

機能要件種別の検討方針

- 昨年度、生活保護システムの機能要件の要件種別については、他業務を含む標準仕様の検討にて示されている方針を踏まえ、下図の判断フロー及び判断基準にて決定しました。

判断フロー

- Yes
- No



※一部の地方自治体の業務の仕方や都合による機能やカスタマイズの発生源となる機能。(制度上認められない機能も含む)

判断基準

- ほとんどの団体や主要ベンダーすべてで実装
または、一定程度の団体で実装 (どの自治体においても実装が望ましいと認められる)**

 - 当該機能がないとシステム化の意義が薄まる／全団地で業務効率化や市民サービス向上の効果が得られるため、検討会にて全会一致で必須機能又は実装が望ましいと結論できる
 - すべての製品に機能が実装されているため、全国の地方団地で要望されていると推察できる
 - 一定程度の自治体で実装されているが、どの自治体においても必要性が認められる
- 検討会にて最適な機能が一意に決定できる**

 - 地方団体の業務運用が複数パターンあることに起因して機能要求に差がでているが、最適な機能として認められるもの
 - 法解釈の差異や自治範囲となる運用方式に起因して機能要求に差が出ているが、標準化の指針を厚生労働省として提示できる (検討会にて結論が出せないものを想定)
 - 将来的な住民サービス等の在り方や電子地方団体の推進施策等を踏まえ、システム実装についての指針を厚生労働省として提示できる
 - 法令との整合も取れている
- 検討会にて自治体の規模、運用によっては、必須又は実装が望ましいと結論できる**

 - 全ての団地で必須ではないが、政策／条例／住民サービスの実施方式により、一定程度の団体においては必須となることが認められる
 - 全ての団地で必須ではないが、地方団体の規模によっては対象のデータ数が数万件に達するなど、当該機能がないと業務が非効率的になることが認められる
 - 全ての団地で必須ではないが、地方団体の組織体制 (機能を集約している、支所があるなど) / 外部委託の有無によっては、当該機能がないと業務が非効率的になることが認められる

* 画面要件や専ら操作性に関する便利機能は原則、標準化の範囲外。ただし、カスタマイズの主要因である場合を除く。

前回意見照会からの検討状況

- 前回意見照会で頂いたご意見を基に、標準仕様書の修正を行っています。
- 複数自治体からご意見を頂いた項目についてを主な意見として下記にまとめています。他のご意見の反映状況につきましては、標準仕様書をご覧ください。

全国意見照会における主な意見と対応方針（生活保護申請・決定（変更等含む） 1/2）

No.	事務名	意見		理由	対応内容
		変更前	変更後		
1	29条調査（金融機関調査） ／ 29条調査（金融機関以外の関係機関調査）	（追加）	pipitLINQ等を利用した預貯金等のオンライン照会ができること。	事務処理の効率化、事務ミスの削減のため。	現状実装されていない機能に対するご意見（機能改善・新規機能の要望等）であるため申し送りとし、今後の標準仕様書の改版を行う中で検討していく。
2	保護開始の要否判定及び処分	＜業務フロー＞ 「要否判定資料の作成」→「要否判定所内会議」→「保護決定処理」→（省略）	＜業務フロー＞ 「保護の要否及び程度の決定」→「要否判定資料の作成」→「要否判定所内会議」→「保護決定処理」→（省略）	要否判定書等は、保護費の計算結果等を総合的に勘案して判断し、作成しているため。	「要否判定資料の作成」の前に「保護の要否及び程度の決定」の作業を追加する。また、「保護決定処理」に紐づけていた保護費計算に係る機能を、「保護の要否及び程度の決定」に紐づく機能と整理する。
3	保護開始の要否判定及び処分	ケース番号が空番とならないように、保護開始する世帯にのみケース番号の付番ができること。	（削除）	保護開始する世帯のみならず、保護申請した全ての世帯にケース番号を付番し、申請状況を管理しているため。	ケース番号の付番タイミングについては、自治体毎に運用が異なることから、以下のとおり修正する。 ・保護申請世帯または保護開始する世帯にケース番号が付番できること。
4	保護開始の要否判定及び処分／保護変更	介護保険料を代理納付する場合、収入充当を行わない、あるいは、収入充当順位を下げ代理納付を優先することができること。	（削除または要件種別をオプションに変更）	制度上の充当順位と異なるため。	第5回検討会の議論を踏まえ、原案のとおりとする。 （原則、制度上定めている充当順位で収入充当することとしているものの、自治体の判断で変更するケースも想定される）

全国意見照会における主な意見と対応方針（生活保護申請・決定（変更等含む） 2/2）

No.	事務名	意見		理由	対応内容
		変更前	変更後		
5	保護開始の要否判定及び処分／保護変更	被保護者の世帯情報、個人情報及び収入情報を入力することにより、基準額、日割計算(期末一時扶助を除く)、加算の重複調整、基礎控除を考慮した保護費の計算ができること。	被保護者の世帯情報、個人情報及び収入情報を入力することにより、基準額、日割計算(期末一時扶助を除く)、加算の重複調整、基礎控除を考慮した保護費の計算ができること。また、計算後に手入力修正できること。	やむを得ない事情等により保護費の額を調整する場合があるため。	意見のとおり機能を修正する。また、手入力修正を行った場合、保護費の根拠を示すことが困難であるため、以下機能も併せて修正する。 (修正前) ・変更前、変更後における保護費の根拠を示せること (修正後) ・手入力修正を行う場合を除き、変更前、変更後における保護費の根拠を示せること
6	保護停止・廃止	<業務フロー> 「訪問調査等」→「弁明通知書の作成」→「弁明通知書の送付」→「廃止要否判定所内会議」→ (省略)	<業務フロー> 「訪問調査等」→「廃止要否判定所内会議」→ (省略)	保護停止・廃止の決定を行う際、全てのケースにおいて弁明通知書を作成・送付することとなっているが、実際は法第27条の規定による指導又は指示を行ったケースにのみ必要となるため。	弁明通知書の作成機能について、保護停止・廃止の際に必要なケースは限定的であり、また、保護変更の際に必要な機能である。加えて、27条指示書と同様にケース診断会議等を踏まえて作成されることが多いことから、「共通機能」の「ケース診断会議機能」の機能として整理する。
7	保護停止・廃止	(追加)	単身者が死亡による保護廃止となった場合、遺留金品の登録等を行える機能を追加してほしい。	法第76条に規定のとおり、死亡した受給者が残した金品は遺留金品扱いとなり、保護費に充当することができるため。	葬祭扶助について、遺留金品処理に関する情報を登録・修正・削除・照会できる機能を追加する。

全国意見照会における主な意見と対応方針（ケースワーク）

要件種別：必須、オプション

No.	事務名	意見		理由	対応内容
		変更前	変更後		
1	訪問管理	②訪問計画／実績データの集計が行えること。	電話連絡の電算登録数が、集計対象に入っているか不明なため必須としてほしい。	訪問状況は、指導監査の報告事項であり、集計により事務の効率化が図れるため。	「②訪問計画／実績データの集計が行えること。」では、訪問計画、実績登録の管理項目は集計対象としており、「電話連絡の日時」も管理項目のため集計対象になることから原案のとおりとする。
2	課税調査	①（省略） 突合した結果は各世帯のケース記録等へ自動・手動で登録・修正・削除・照会ができること。	①（省略） 突合した結果は各世帯のケース記録等へ自動・手動で登録・修正・削除・照会ができること。	課税調査の突合結果をケース記録に記載することは必須であるため、事務の効率化が図られる。	複数団体から同様の意見があり、円滑適正な事務を遂行する観点から最低限必要と考えられるため、必須に変更する。
3	就労・自立支援	すべてオプションとなっている。	必須に変更してほしい。	住民サービス向上等を目的として取り決めた事務であるため。	債権管理同様に地方自治体ごとの実装状況が著しく異なることから全体をオプションと整理することは議論済であること、全国意見照会の結果必須への変更意見は3団体のみで、方針を見直す必要があるとまでは言えないことから、原案のとおりとする。

全国意見照会における主な意見と対応方針（医療扶助）

No.	事務名	意見		理由	対応内容
		変更前	変更後		
1	医療券・調剤券の交付	(追加)	月の途中から他法が認定されている月は、単独券及び併用券の両方を出力することができること。	医療機関が診療報酬を請求する際に必ず求められるため、月の途中で他法が認定／変更される場合を考慮してほしい。	各団体の業務継続性や現状のパッケージベンダーの実装を勘案しオプションとして追加。
2	治療材料券の交付	(追加)	治療材料の取扱業者、治療材料の種類、単価、数量、傷病名、他法が管理できること。	治療材料の各項目を管理し、誤送付を回避するため。	複数団体から同様の意見があり、円滑適正な事務を遂行する観点から最低限必要と考えられるため、必須として追加。
3	病状調査及び指導	②実態調査を実施する対象者について医療機関への訪問予定を登録・修正・削除・照会できること。 【管理項目】 4項目	②実態調査を実施する対象者について医療機関への訪問予定、訪問結果を登録・修正・削除・照会できること。 【管理項目】 25項目	医師が多忙のため、主治医訪問に代えて医療扶助検討票という書類を郵送し、主治医に対し医学的知見を求め、他法他施策活用の検討、保護利用者の援助方針策定の一助としている。	帳票追加については、定義している他の帳票で代用できないかの比較検討等、レイアウト提供や属性等詳細な情報を得ながら追加可否について慎重に検討する必要があるため、今後の標準仕様書の改版を行う中で検討していく。 一方で以下の修正を行う。「訪問結果を登録・修正・削除・照会できること」→「調査結果を登録・修正・削除・照会できること」に記載を変更する。管理項目についてもオプションとして追加。
4	指定医療機関等の指定	(追加)	機関区分（医科・歯科・調剤・施術）を選択できること。	指定医療機関の登録情報として必要不可欠な項目であるため。	複数団体から同様の意見があり、円滑適正な事務を遂行する観点から最低限必要と考えられるため、必須として追加。
5	医療レセプト審査・支払	(追加)	医療レセプトの再審査結果の突合処理ができること。	レセプトの再審査結果の突合機能は、他団体でも必要な機能であると考える。	別途標準仕様を策定するレセプト管理システムの検討に合わせ、本件の対応を調整する。

全国意見照会における主な意見と対応方針（介護扶助）

要件種別：必須、オプション

No.	事務名	意見		理由	対応内容
		変更前	変更後		
1	介護券の交付（介護保険制度適用）	<ul style="list-style-type: none"> ・被保護者異動連絡票（国保連用） ・被保護者異動訂正連絡票（国保連用） ②「被保護者異動連絡票（国保連用）」、「被保護者異動訂正連絡票（国保連用）」は、国保連合会へデータ転送できるデータとして作成できること。	（削除）	被保護者異動連絡票及び訂正連絡票の業務は、介護保険制度適用外のみの業務であるため、介護保険制度適用の業務として不要。	「どの自治体においても不要」と考えられるため削除。
2	介護券の交付（介護保険制度適用外）	（追加）	③以下のチェックを行い、該当する場合は確認メッセージが表示されること。 <ul style="list-style-type: none"> ・被保護者が65歳に到達しているにも関わらず、Hで始まる被保険者番号が設定されている場合 	介護券作成時における誤認定防止のため。（根拠法令：生活保護法第15条の2及び介護保険法第7条第3項二）	【追加要望】複数団体から同様の意見があり、円滑適正な事務を遂行する観点から最低限必要と考えられるため、必須として追加。
3	介護レセプト審査・支払	①国保連から送られてきたデータの取込ができること。	①国保連から送られてきたデータの取込ができること。	実装すればシステムが肥大化する。また小規模の福祉事務所の事務では必須ではないと考えられる。	各団体の業務継続性や現状のパッケージベンダーの実装を勘案し、原案のとおりとする。

全国意見照会における主な意見と対応方針（経理）

要件種別：必須、オプション

No.	事務名	意見		理由	対応内容
		変更前	変更後		
1	定例支給 （追加支給を含む）	-	窓口払で押印済の窓口受領明細書を確認（バーコード）後に窓口受領明細書の金額を小切手に印字して発行できること。	窓口払で押印済の窓口受領明細書を確認（バーコード）後に窓口受領明細書の金額を小切手に印字して発行し現業員の金品取扱を禁止制御するため。	小切手については、自治体の独自運用であるため対象外とする。
2	戻入	（省略） 【管理項目】 ・納付書発行日 ・納付年月日 ・督促状発送日 （省略）	（省略） 【管理項目】 ・納付書発行日 ・納付年月日 ・督促状発送日 （省略）	業務上必須であるため。	戻入金登録機能の管理項目について、複数の自治体から必須化要望があり、どの自治体においても必要な機能と考えられるため、要件種別を必須に修正する。
3	経理状況報告	（省略） 【管理項目】 ・定例支給・随時支給で支出した金額 ・業者請求額 ・国庫負担額 （省略）	（省略） 【管理項目】 ・定例支給・随時支給で支出した金額 ・業者請求額 ・国庫負担額 （省略）	経理状況報告上必須であるため。	集計結果修正機能の管理項目について、複数の自治体から必須化要望があり、どの自治体においても必要な機能と考えられるため、要件種別を必須に修正する。

全国意見照会における主な意見と対応方針（返還金・債権管理）

No.	事務名	意見		理由	対応内容
		変更前	変更後		
1	返還金・債権登録	すべてオプションとなっている。	必須に変更してほしい。	返還金・債権管理事務は任意で実施する事務ではなく、世帯数の多い自治体ではシステム管理しなければ適正な債権管理が実施できない。オプション機能ではなく、標準化すべきものである。	返還金・債権管理機能は、地方自治体ごとの実装状況が著しく異なることから全体をオプションと整理することは議論済であること、全国意見照会の結果必須への変更意見は10団体のみで、方針を見直す必要があるとまでは言えないことから、原案のとおりとする。

全国意見照会における主な意見と対応方針（統計）

No.	事務名	意見		理由	対応内容
		変更前	変更後		
1	厚生労働省への報告	-	<p>①居住地のないもの等の保護状況について、自動集計処理が行われること。</p> <p>②居住地のないもの等の保護状況の帳票出力が行えること。</p> <p>③居住地のないもの等の保護状況について、数値の修正が行えること。</p>	「居住地のないもの等の保護状況」の自動集計及び帳票出力について、毎月の被保護者調査の処理、回答に必要な機能と考えられることから、必須機能として良いと考える。	被保護者調査では、「居住地のないもの」を集計していない。また、統計調査によって得られた調査票情報については、統計法（平成19年法律第53号。以下「法」という。）第40条の規定により、法に特別の定めがある場合を除き、その行った統計調査の目的以外の目的のために、当該統計調査に係る調査票情報を自ら利用し、又は提供してはならないと規定されているため、原案のとおりとする。

全国意見照会における主な意見と対応方針（共通機能1/2）

No.	事務名		意見		対応内容
	変更前	変更後	理由		
1	他システム連携	(追加)	標準化対象20業務のうち子ども子育て等記載されていない連携を追加する。	他業務の標準仕様書に、生活保護情報を取り込む旨の記載があるため。	標準化対象20業務との連携に関する機能要件についてはデジタル庁が整理する連携要件を踏まえ改めて精査を行う。
2	他システム連携	(追加)	生活保護システムとの連携について、財務会計システムとも行うようにできること。(支出・収入関係)	最終的な支出や収入については、適切な予算執行を行うために市の会計システムを使うこととなっているため。	標準化対象20業務に含まれていないため、原案のとおりとする。 標準化対象業務以外のシステムとの連携はデジタル庁が示しているとおり標準対象外としてAPI連携等により実装いただくこととなる。
3	他システム連携	マイナンバー制度における中間サーバーや団体内統合宛名システムへ渡す副本登録情報を作成し連携できること。	(省略) ※ 外国人の生活保護法に準じた事務の対象者の副本データは作成しないよう制御できること。	外国人の生活保護法に準じた事務の対象者は情報提供対象外のため。	ご意見を踏まえ、下記要件を追加する。 ・外国人の生活保護法に準じた事務の対象となる副本データは作成しないこと。
4	マスタ・データ管理機能	(追加)	マスタ・データ管理にて定義されている情報を一覧で確認できること。	慣例運用のため。	マスタデータ管理にて個別に記載している一覧で確認する機能については、下記のとおり一元化した定義を追加し、その他個別に定義している一覧の記載は削除する。 ・マスタ・データ管理している情報は一覧で確認できること

全国意見照会における主な意見と対応方針（共通機能2/2）

No.	事務名	意見		理由	対応内容
		変更前	変更後		
5	マスタ・データ管理機能	(追加)	・利用者情報として、職員番号、氏名、所属福祉事務所、権限、ログイン用パスワードを登録できること。等	生活保護業務における権限設定の在り方として、生活保護システムの標準仕様書において個別に記載すべき内容。	権限については、別途本編に記載しているため、共通機能要件の記載としては原案のとおりとする。
6	ケース診断会議機能	(追加)	【管理項目】 ・診断会議の表題（例：「法第63条」、「法第78条」、「法第27条指導指示」等）	過去に行われた診断会議について、容易に検索できるようにするため。	ご意見を踏まえ、管理項目に下記を追加する。 ・種別（新規、法第63条、法第78条、法第27条指導指示、汎用）
7	ケース管理・記録機能	(追加)	【管理項目】 ・受理年月日 ・書類種別（収入申告書、医療移送費支給申請書等） 等	都道府県による生活保護法施行事務監査においても、書類の受理管理簿を整備する必要があるとの指導もあるため。	現状実装されていない機能に対するご意見（機能改善・新規機能の要望等）については一律申し送りとし、今後の標準仕様書の改版を行う中で検討していく。
8	決裁機能	すべてオプションとなっている。	必須に変更してほしい。	現在使用している生活保護システム内に当該機能を有しているため。	債権管理同様に地方自治体ごとの実装状況が著しく異なることから全体をオプションと整理していること、全国意見照会の結果必須への変更意見は5団体のみで、方針を見直す必要があるとまでは言えないことから、原案のとおりとする。

全国意見照会における主な意見と対応方針（帳票詳細要件1/2）

No.	帳票名	意見		理由	対応内容
		変更前	変更後		
1	帳票全般	(項目追加)	文書番号	「QRコード・バーコード」のみを定義した場合、「QRコード・バーコード」に対応していない団体は発行履歴を容易に検索できなくなるため。	必須・オプションの要望はなかったが、QRコード・バーコードを使用できない団体がいる可能性を踏まえ、各団体の業務継続性や現状のパッケージベンダーの実装を勘案し、「文書番号」を必須として追加する。
2	帳票全般	DV	DV・虐待	帳票要件等では虐待事案もひくくめてDVと記載がありますが、国の男女共同参画分野における用語としては、DVは配偶者等間の暴力のみを指すように用いられているため。	DV情報は住民記録システムから連携されるが、住民記録システムで保持しているDV情報はDV、虐待だけではなく、ストーカー行為等も含めて定義されていることから、住民記録システム標準仕様書における記載を踏まえ「DV等支援対象者」に修正する。
3	保護決定通知書	(項目追加)	収入充当額	「最低生活費」と「収入充当額」の差額が「決定した額」であると示すことで、被保護者にとって分かりやすい通知となるだけでなく、ケースワーカーの負担軽減にもつながるため。	各団体の業務継続性や現状のパッケージベンダーの実装を勘案し、ご意見のとおり「収入充当額」を必須として追加する。
4	保護廃止（停止）通知書	停止廃止戻入対象年月 停止廃止戻入額	(項目削除)	戻入は行政処分ではなく、教示文が記載されている決定通知書に戻入に係る記載をすることは誤りであるため。	「法令通知及び様式の作成経緯や趣旨」から検討し、ご意見のとおり「停止廃止戻入対象年月」及び「停止廃止戻入額」を削除する。

全国意見照会における主な意見と対応方針（帳票詳細要件2/2）

No.	帳票名	意見		理由	対応内容
		変更前	変更後		
5	医療要否意見書	(文言追加)	留意事項に事務連絡「医療要否意見書の記載における留意事項について」（令和2年3月30日）の内容を追加していただきたい。	左記事務連絡に記入上の注意事項が示されているため。	「法令通知及び様式の作成経緯や趣旨」を逸脱していないため、各団体の業務継続性や現状のパッケージベンダーの実装を勘案し、ご意見のとおり事務連絡の内容を追加する。

全国意見照会における主な意見と対応方針（帳票レイアウト）

No.	帳票名	意見		理由	対応内容
		変更前	変更後		
1	保護申請書	(項目・文言追加)	帳票タイトルを切り替えられるようにしていただきたい。また、それに合わせて、国籍欄を追加していただきたい。	外国人については、生活保護法による保護ではなく、局長通知による保護に該当し、当該帳票の表題は「生活保護法による」の表記は適当ではないため。	局長通知「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」は標準化の対象となるものの、保護申請書については、基本的にシステム印字ではなく自署を想定しており、法に準じた保護の申請書についてはさらに使用頻度が低いことから、原案のとおりとする。 なお、帳票のタイトルを変更する、国籍欄を設ける等の改変を加える場合は、標準仕様書に記載されている帳票以外の帳票となり、システムでの作成は不可となるため、標準システム外で対応していただくこととなる。
2	保護変更申請書 (傷病届) 様式第17号	以下の文言を削除いただきたい。 「(注意) 2「訪問看護」の部分は不要なものを一で消してください。」	(文言削除)	帳票の内容と照らし合わせると、不要な文言であると考えられるため。	以前使用していた様式に合わせて記載していた注意書きであり、現在の様式においては不要であるため、ご意見のとおり削除する。

全国意見照会における主な意見と対応方針（その他）

No.	意見内容	対応方針
1	<p>独自事業、中国残留邦人や行旅病人や行旅死病人の管理をオプションで追加いただきたい。</p>	<p>今回の標準仕様書案策定においては、生活保護法に基づく（制度・通知等も含む）事務を対象としているため、原案のとおりとする。なお、標準準拠アプリをカスタマイズしないよう、標準準拠アプリとは別に、標準準拠アプリとは疎結合した形で別に構築（アドオン）し、標準準拠アプリとAPI連携等により利用いただくことは可能である。</p>
2	<p>「実装オプションについては、一部のベンダしか実装していない場合は、調達（契約）できるベンダも限られることに留意。」とあるが、オプションを実装していないベンダは「入札への参加資格がない」ことになるのか。それとも「カスタマイズで対応する提案」をする場合は、「生活保護システムの標準仕様に準拠している」とみなされるのか。</p>	<p>どのような調達・契約の形態になるかは関係機関で検討中であり未定であるが、当該記載においては、オプション機能が実装されていない場合も生活保護システムの標準仕様書に準拠しているとみなされる一方で、自治体の調達仕様にあるオプション機能が実装されていない場合には自治体の調達における仕様を満たしていないことになるということを意図している。</p>
3	<p>実装オプション機能に対応している事業者はどの程度あるのか。使う場合と使わない場合でどのように事務が変わるのか等、実装オプションを選択するための情報も併せて提供されるのか。</p>	<p>今後、検討すべき分野であると認識しているため、関係機関と調整の上、論点とし継続的に検討していく。 なお、「使う場合と使わない場合でどのように事務が変わるのか」に関しては、仕様書（本編）「表 1 - 3 標準化範囲内の機能・帳票要件における種類の取扱い」及び「表 3 - 1 2 帳票詳細要件における種類の取扱い」に示しているとおりである。</p>
4	<p>辞退する場合には、辞退の意思確認をすることは前提であるが、ある程度のフォーマットが整理されてしかるべきではないか。（辞退する旨について全文を直筆にて記載することで、意思表示の確認を現在行っているが、CWの時間等も考慮する必要があるのではないか。）</p>	<p>辞退届を様式化することは認めていないため、原案のとおりとする。</p>
5	<p>基幹業務システム入替時の費用に関して、補助率10/10の補助金支給を求める。</p>	<p>国の補助については、総務省にて補助金を検討中である。</p>
6	<p>他法情報の管理に関する機能が複数の事務に記載されているが、特定の事務のみで使用する機能ではないと考えられるため、共通機能として整理するべきではないか。</p>	<p>他法情報の管理を行う事務と、他法情報の管理に係る機能（個々の事務に対応した機能）とを紐付けて記載する必要があるため、原案のとおりとする。なお、実装方法についてはベンダーの創意工夫の範疇であり、個々の機能に限定せず共通的に他法情報を活用できるよう実装することも妨げていない。</p>